Ⅲ ドイツ

1. 国・地方の歳出・歳入構造と債務の状況

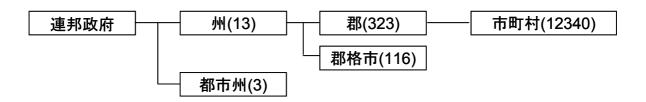
【ポイント】

- 〇 各州は一つの国家とみなしうる存在であり、連邦政府と対等な関係にある。連邦政府の行政権の範囲は外交、国防など基本法に限定的に列挙されており、社会保障・教育・警察などその他の行政権は基本的に州に帰属する。歳出構造を見ると、連邦政府の歳出は社会保障が全体の4割以上を占めている一方、州政府の歳出は、社会保障のほか、教育や治安に関する歳出が大きな割合を占めている。
- 〇 歳入構造は、所得税、法人税及び付加価値税が共有税となっており、連邦・州・市 町村税収全体の約3分の2を占めている。所得税・法人税の連邦と州の取り分は同額 と固定されている一方、付加価値税については柔軟に配分比率が設定されている。
- 〇 地方財政の状況は、連邦政府と同様に 2000 年代前半から財政赤字が急に拡大した。 その結果、債務残高対GDP比も 2000 年代前半に増加している。 2006 年は連邦政府 と同様財政収支が大きく改善される見通しである。

(1)ドイツの行政組織

ドイツの地方政府は、16の州政府及び市町村から構成される。各州は固有の憲法を持ち、議院内閣制に基づく州議会と州政府を持つ一つの国家とみなしうる存在である。さらには、通常、州の首相や州大臣等から連邦参議院が構成され、連邦議会、連邦政府とともに連邦法の審議を行っている。州と連邦の関係は、特に基本法¹に定めのない限り国家の権限の行使及び国家の任務の遂行は州の所管(基本法第30条)とされ、連邦の所管事項は基本法に列挙された事項に限られる。

16州のうちハンブルグ、ブレーメン、ベルリンは都市州(Stadtland)と呼ばれ、市町村であるとともに州と同格となっている。州において地方公共団体は、郡の区域では2層制、郡格市の区域では1層制となっている。



【出典】Statistisches Jahrbuch 2006

1 ドイツ連邦共和国基本法。ドイツの憲法にあたるもの。以下「基本法」と表記する。

(2) 行政の役割分担

国家の権能の行使及び国家の任務の遂行は、基本法に特段の定めがなく、又は基本法が特に認めていない限り州の所管であると定められており、基本的に行政権は州に帰属するものとされている。連邦固有の行政権は原則的に基本法において限定列挙されている外交、連邦財政、連邦水路及び船舶航行、国防、航空交通、連邦鉄道、郵便・電気通信に限定される(なお、航空交通と連邦鉄道については連邦法によって州に委任することが可能となっているが、実際には委任されていない。)。

具体的な州の行政権については、

- ① 州が自ら立法する法律の執行に関わる分野(教育、文化行政、警察行政)
- ② 州が連邦法を固有事務として実施する分野
- ③ 州が連邦委任事務として実施する分野(原子力エネルギー、高速道路など)がある。特に、教育、文化、宗教等に関する権限は原則として州が有しており、このことは「州の文化高権の原則」と表現される。

また、社会全体にとって重要であり、生活環境の改善のために連邦の協力が必要な場合には、次の分野での州の任務の実施の際に連邦は協力するものとされている。

- 1 大学病院を含む大学の拡張及び新設
- 2 地域経済構造改善
- 3 農業構造及び沿岸保護の改善

(上記1及び2においては連邦は各州の経費の半分を負担し、3においては最低半分を 負担する。)

(表1)連邦政府と地方政府の歳出構造の比較(数値は2003年のもの)

	連邦		地方	_				
					州		市町村	
		シェア		シェア		シェア		シェア
行政	4334	1.6%	19666	6.2%	7058	3.2%	12608	12.5%
外交	5491	2.0%	71	0.0%	71	0.0%	0	0.0%
国防	24409	8.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
治安·法律	4845	1.7%	37697	11.8%	29027	13.3%	8670	8.6%
教育・科学・研究	10575	3.8%	75945	23.8%	63926	29.3%	12019	11.9%
文化	382	0.1%	7933	2.5%	3630	1.7%	4303	4.3%
社会保障・戦後補償	118657	42.8%	63969	20.1%	24135	11.1%	39834	39.4%
健康・スポーツ	1048	0.4%	12815	4.0%	5602	2.6%	7213	7.1%
住宅·地域·都市計画	1206	0.4%	8035	2.5%	4584	2.1%	3451	3.4%
共同地方業務	41	0.0%	13745	4.3%	409	0.2%	13336	13.2%
食料•農林業	1096	0.4%	4081	1.3%	3901	1.8%	180	0.2%
エネルギー・水利・商工業等	9565	3.5%	9955	3.1%	8310	3.8%	1645	1.6%
運輸·通信	10088	3.6%	12122	3.8%	5473	2.5%	6649	6.6%
公営企業	10102	3.6%	6363	2.0%	2670	1.2%	3693	3.7%
一般財産管理	7583	2.7%	4806	1.5%	1558	0.7%	3248	3.2%
一般財政管理	67756	24.4%	41907	13.1%	57708	26.5%	-15801	-15.6%
合計	277184	100.0%	318910	100.0%	217862	100.0%	101048	100.0%

【出典】Finanzbericht2007

(3) 地方財政の現状

地方政府の財政状況は、連邦政府と同様、1990 年代後半は比較的良好であったが、2001 年に入り、財政赤字が急に拡大することとなった。全州を合計した財政赤字額は、2000 年は 100 億ユーロ以下に収まっていたが、2001 年は 258 億ユーロまで増加し、その後も 2003 年には 300 億ユーロを超える水準まで悪化した。2006 年の財政赤字額は 230 億ユーロまで改善される見通しであるが、依然として厳しい状況にある。

また、このような厳しい財政状況の結果、2000 年代前半では全州で債務残高が増加 しており、全州の合計では、2000 年の 3,381 億ユーロから、2005 年には 4,714 億ユ ーロへと拡大している。

(表2)16 州合計の財政状況

(百万ユーロ)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
歳出	249, 338	255, 139	256, 962	258, 690	256, 050	259, 299	258, 205
歳入	239, 531	229, 343	227, 561	228, 184	231, 656	235, 301	235, 224
(うち税収)	174, 844	164, 488	160, 959	160, 555	163, 267	163, 947	167, 699
財政赤字	▲ 9, 771	▲ 25, 770	▲ 29, 365	▲30, 453	▲ 24, 364	▲ 24, 109	▲ 22, 967
債務残高	338, 143	364, 559	392, 172	423, 737	448, 672	471, 375	-

【出典】Finanzbericht 2007 等

(表3)政府部門別の財政赤字と債務残高(対GDP比)の推移

(%)

		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
	一般政府	1. 3	▲ 2.8	▲ 3.7	4 . 0	▲ 3.7	▲ 3.2	▲ 1.7
財政赤字	中央政府	1. 4	▲ 1.3	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 2.4	▲ 2. 1	I
別以亦于	州政府	▲ 0.3	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 1.5	▲ 1.2	▲ 0.9	-
	市町村	0. 3	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0. 0	-
	一般政府	59. 7	58. 8	60. 3	63. 9	65. 7	67. 9	67. 9
債務残高	中央政府	38. 5	36. 8	37. 2	39. 1	40. 2	41.6	_
良伤"发向	州政府	17. 0	17. 8	18. 9	20. 1	20. 8	21.5	-
	市町村	4. 9	4. 9	4. 9	5. 2	5. 3	5. 3	_

【出典】ドイツ銀行マンスリーレポート等

(4) ドイツの税制

ドイツでは、所得税、法人税及び付加価値税の三税は連邦、州及び市町村(法人税については連邦及び州のみ)の「共有税」とされており、税収は予め定められた比率で連邦、州及び市町村に配分される。「共有税」は、連邦、州及び市町村の税収の66.9%(2005年)を占めている。

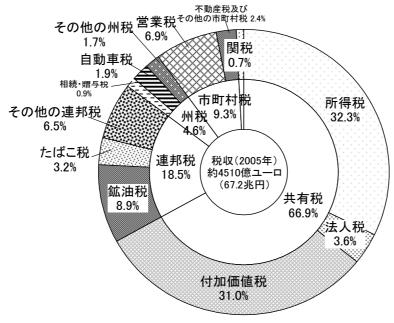
(表4)共有税の配分比率及び税収の規模(2005年)

	連邦	ታዛ	市町村	総税収
所得税	42. 5%	42. 5%	15%	1, 456 億ユーロ
法人税	50%	50%	_	163 億ユーロ
付加価値税	53. 1%	44. 8%	2. 1%	1, 397 億ユーロ

この他、連邦税として、鉱油税(連邦、州及び市町村の税収の 8.9%)、たばこ税(3.2%)等、州税として、相続・贈与税(0.9%)、不動産取得税(1.1%)、自動車税(1.9%)、市町村税として、営業税(6.9%)、不動産税(2.3%)等がある。

(表5)ドイツの各税収の割合

ドイツの連邦・州・市町村の税収の割合(2005年)



【出典】Finanzbericht 2007

2. 財政調整制度の仕組み

【ポイント】

- 〇 付加価値税による税収は、州の取り分の 25%を上限として州間の財政力格差調整に 充当され、付加価値税を除く一人当たりの税収が全国平均を下回る州に優先的に配分 される。2005 年から新財政調整法が施行され、州に税増収へのインセンティブが働く ように制度の改正が行われた。
- 〇 付加価値税の州間配分後も残る財政力格差を是正するため、州間での水平的財政調整が行われる。新財政調整法施行により、州に税増収へのインセンティブを付与することを目的として、全国平均からの乖離幅によって限界的な拠出率・補填率が逓増・ 逓減する仕組みに改正された。
- 〇 州間の水平的な調整後も残る財政力格差を是正するため、連邦と州との間で垂直的な財政調整が行われる。ただし、新財政調整法によりその補填率は引き下げられており、州に税の増収へのインセンティブが働くように改正されている。
- 〇 州税の税率は連邦法で規定されているため、原則として州間で税率格差は存在しない。他方、市町村税については市町村が独自に税率を設定する権限が与えられており、その結果税率格差が存在している。

(1)付加価値税の配分

共有税(所得税、法人税及び付加価値税)の税収は、連邦政府、州政府及び市町村の間で分配される。所得税及び法人税については、徴税地主義に基づいて各州間で配分されるため、州の財政力格差を調整する機能は有していない。他方、付加価値税については、各州の財政力及び人口に応じて配分されるため、財政調整機能を有する。付加価値税の配分について徴税地主義を採らない理由は、担当官の話によれば、ある企業が複数の州にまたがって活動している場合、付加価値税はその企業の本社がある場所で一括して徴税され、実際に経済活動が行われた場所で徴税する仕組みとなっていないことから、徴税地主義により配分することが合理的ではないためである。

付加価値税の配分については、基本法上、市町村の取得分を除いた残りを、連邦と 州が連邦参議院の同意を要する連邦法に定めた比率に従い配分する旨が規定されて いる。さらに、連邦・州間の収支関係が著しく変動した場合には、配分比率を見直さ なければならないこととされている(表6参照)。

なお、2006 年から 2007 年にかけて、連邦政府への配分割合が増加することとなったが、これは、2007 年 1 月より付加価値税が 3%引き上げられたが、そのうち 1%は 失業保険料引下げに充当することとされたためである。

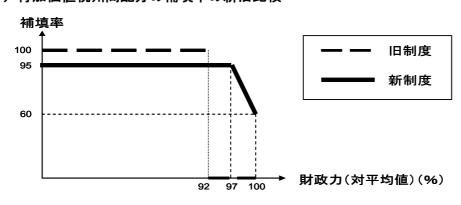
(表6)付加価値税の配分比率の推移

	連邦	州	市町村
1998年	51.2	46.7	2.1
1999年	52.2	45.7	2.1
2000~2001年	52.0	45.9	2.1
2002~2003年	51.4	46.5	2.1
2004年	49.5	48.4	2.1
2005年	53.1	44.8	2.1
2006年	53.0	44.9	2.1
2007年	54.5	43.5	2.0

次に、付加価値税の州間での配分ついては、基本法及び「州間財政調整法」にその詳細が定められており、付加価値税の州の取り分全体のうち最大で25%分まで、財政力²が弱い州に優先して配分することができることとされている。ただし、実際に財政力格差是正に使用されているのは州配分の20%程度であり、残りの80%程度は各州の実際の人口に比例して配分されている。

財政力格差是正のための州間再配分の方法については、従来、財政力弱体州について州民1人当たりの税収を全州平均の92%相当額まで引き上げることとされていたが、2005年から施行された新州間財政調整法では、州民1人当たりの税収が全州平均の97%以下の州については「限界分配率」(全州平均からの不足分に対する補足的配分額の割合)を95%とし、全州平均の97%を上回る州については、限界分配率が95%から60%まで逓減することとし、各州に税収を増加させるインセンティブを付与する仕組みに改められている(図1参照)。

(図1)付加価値税州間配分の補填率の新旧比較



² ここでいう財政力とは、所得税・法人税の各州への割当て分、州税、営業税納付金を実際の人口数で除することによって得られる各州の一人当たり税収をいう。

(参考:新州間財政調整法)

第2条(州間付加価値税収配分)

- 1 住民一人当たりの所得税、法人税、営業税及び第7条第1項の規定に基づき算定された州税収からの税収の総額が全州平均未満である州は、付加価値税収に対する州配分のうちの補足的配分部分からの交付を受ける。ある州に配分される補足的配分部分は、第1文の規定による住民一人当たり全州税収に対し住民数及び次の係数Fを乗じて算定された額とする:
 - ①第1文の規定による住民一人当たり州税収が全州平均の97%未満の場合

$$F = \frac{19}{20} \times X - \frac{21}{4000}$$

②第1文の規定による住民一人当たり州税収が全州平均の97%以上の場合

$$F = X \times \left[\begin{array}{ccc} 35 & & 3 \\ \hline ---- & \times X + ---- \\ 6 & & 5 \end{array} \right]$$

:この場合において X は、1 から、第 1 文の規定による住民一人当たり各州税収と全州税収の比率を控除して算定したものとする。第 1 文及び第 2 文の規定により算定された補足的配分部分の総額が、付加価値税収に対する州割当分の 4 分の 1 を超える場合には、超過額を第 1 文及び第 2 文の規定により算定した額に応じて減額する。

- 2 残余の付加価値税収に対する州配分部分は、各州の住民数に応じて配分する。
- 3 付加価値税収の各州への配分比率の計算に当たっては、連邦統計庁が調整年度の6月30日に確定 した住民数を基準とする。

(表7) 2005年度の付加価値税の州間の配分

(単位:百万ユーロ)

州名	各州への付加価 値税配分額	財政力格差調整 のための補足的 配分額	一人当たり税収 の全州平均に対 する割合	仮に全て人口比 で配分した場合 の金額	全て人口比で配 分した場合と実 際の配分額との 差額
ノルドライン=ウェストファーレン(NW)	11, 250	0	110. 7%	13, 723	-2, 473
バイエルン(BY)	7, 760	0	124. 3%	9, 466	-1, 706
バーデン=ヴェルデンベルグ(BW)	6, 685	0	123. 2%	8, 154	-1, 469
ニーダーザクセン(NI)	6, 570	1, 583	81. 2%	6, 084	486
ヘッセン(HE)	3, 795	0	129. 1%	4, 630	-835
ラインラント=プハルツ(RP)	2, 642	113	96. 9%	3, 085	-443
シュレスヴィヒ=ホルスタイン(SH)	1, 963	201	92. 9%	2, 150	-187
ザールランド(SL)	842	186	83. 1%	800	42
ハンブルグ(HH)	1, 083	0	179.0%	1, 321	-238
ブレーメン (HB)	413	0	101.5%	504	-91
ベルリン(BE)	2, 588	475	86. 5%	2, 577	11
ザクセン(SN)	5, 455	2, 787	39. 4%	3, 255	2, 200
ザクセン=アンハルト (ST)	3, 332	1, 785	33. 1%	1, 887	1, 445
チューリンゲン(TH)	2, 970	1, 509	40. 1%	1, 782	1, 188
ブランデンブルグ (BB)	3, 108	1, 512	45. 0%	1, 947	1, 161
メクレンブルグ=フォアポンメルン(MV)	2, 210	1, 143	37. 9%	1, 302	908
合計	62, 666	11, 294	100.0%	62, 666	±7, 442

【出典】ドイツ連邦財務省資料。網掛けの州は旧東ドイツ地域の州。

(2)州間水平財政調整

ドイツにおいては、付加価値税の州間配分後も残る財政力格差を是正するため、州間で水平的財政調整を行うこととされており、州の収入とその州内の市町村の税収の一部から財政力を算出し、その数値が全国平均を上回る州が下回る州に調整交付金として交付することとされている。具体的には、

- ① 各州の財政力を以下の式により算出する。 「財政力」=(各州への共有税の割当分+州税等)+市町村税収×64%
- ② 上記の式により得られる各州の財政力の合計を、各州の補正人口数の合計で除し、 連邦全体の一人当たりの財政力を算出する。

なお、州の人口数の補正については、ベルリン、ブレーメン、ハンブルグの都市 州は治安や住宅整備など都市特有の事情を考慮して実際の人口の 135%とすること とされている。また、人口密度が低い地域については、過疎の市町村に住んでいる 人口を集計し、その人口に 1.02~1.05 倍の補正(メクレンブルグ・フォアポンメルン州:105%、ブランデンブルグ州:103%、ザクセン・アンハルト州:102%)を行うこととされている。

③ 連邦全体の一人当たり財政力に各州の補正人口数を乗じることにより、各州の調整額測定値を算出する。

(調整額測定値は、連邦全体の財政力測定値を各州の補正人口数に応じて按分した ものであり、財政力測定値と調整額測定値の全州合計は等しくなる。)

- ④ 次に、各州の拠出分及び受領分は以下のとおり決定される(図2参照)。 (調整交付金)
 - ・調整額測定値の80%未満の部分:75%を補充。
 - ・調整額測定値の80%以上93%までの部分:75%~70%を逓減比例補充
 - ・調整額測定値の93%以上100%までの部分:70%~44%を逓減比例補充

(調整拠出金)

- ・調整額測定値の100%超107%までの部分:44%~70%を逓増比例拠出
- ・調整額測定値の107%超120%までの部分:70%~75%を逓増比例拠出
- ・ 調整額測定値の120%超の部分:75%を拠出

ただし、調整交付金の総額と調整拠出金の総額が一致する保障はないため、実際に

は、まず上記の方法で調整交付金が算出され、その総額を上記の方法で求められる拠出州の調整拠出金の比率で比例按分して、実際の各州の調整拠出金を算出する。

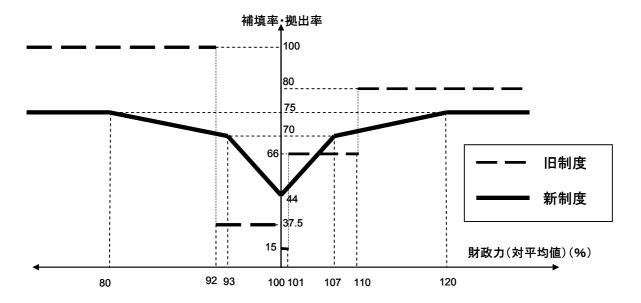
なお、2005年の新財政調整法の施行前は、財政力測定値が調整額測定値の92%を下回る部分についてはその不足額の100%全額が、調整額測定値の92%を超え、100%までの部分についてはその不足額の37.5%がそれぞれ調整交付金として交付されることとなっていた。また、調整拠出金は、次のように算定されることとされていた。

- ・財政力測定値が調整額測定値の100%を超え、101%までの部分については、 (財政力測定値-調整額測定値)×15%、
- ・財政力測定値が調整額測定値の101%を超え、110%までの部分については、 (財政力測定値-調整額測定値)×66%、
- ・財政力測定値が調整額測定値の110%を超える部分については、 (財政力測定値ー調整額測定値)×80%、

図2にも示されるとおり、新旧の制度を比較すると、財政力の全国平均からの乖離幅にしたがって限界的な補填率・拠出率が逓減・逓増する仕組みに改められている。

なお、ベルリン州政府の担当官によれば、ベルリン州の受け取る交付金が新旧制度でどの程度変わるか試算したところ、7~8 千万ユーロであり、ほとんど変化がないとのことであった。これは、新財政調整法の制定の過程で財政力が強い州と弱い州で意見の対立があり、交付金と拠出金があまり変化しないような形で決着することによるものと考えられる。

(図2) 州間水平調整制度の補填率・拠出率の新旧比較



(参考:新州間財政調整法)

第10条 (調整交付金及び調整拠出金の算定)

- 1 調整資金受給適格を有する州への調整交付金の額は、調整指数 (注:一人当たり税収全国平均値に各州の補正人口数を乗じた値) と次の係数Fの積により算定する。
 - 一 財政力指数が調整指数の80%未満の場合

$$F = \frac{3}{4} \times X - \frac{317}{20,000}$$

二 財政力指数が調整指数の80%以上93%未満の場合

三 財政力指数が調整指数の93%以上の場合

$$F = X \times \left[\begin{array}{ccc} 13 & & 11 \\ \hline & \times X & + & \hline \\ 7 & & 25 \end{array} \right]$$

:この場合においてXは、1から、財政力指数と調整指数の比率を控除して算定したものとする。

- 2 調整資金提供義務を負う州の調整拠出金の額は、第2文の規定に基づき、調整指数と次の係数 の積により算定する。
 - 1 財政力指数が調整指数の107%未満の場合には第1項第3号の係数
 - 2 財政力指数が調整指数の107%以上120%未満の場合には第1項第2号の係数
 - 3 財政力指数が調整指数の120%以上の場合には第1項第1号の係数
 - :この場合においてXは、財政力指数と調整指数の比率から1を控除して算定したものとする。第1文の規定により算定される額は、調整拠出金の額と調整交付金の額が均衡するに必要な額に対する百分率として算定する。
- 3 第2項の規定により算定した調整資金提供義務を行う州の調整拠出金の額がその財政力指数と 調整指数の差額の72.5%を超えた場合には、当該超過額は調整資金適格を有する州全てと調整資金 提供義務を負う州全てとで半額ずつ負担する。調整資金提供義務を負う州は、第2項の規定による 調整拠出金の自己の割合に応じて、調整資金適格を有する州は、第1項の規定による調整交付金の 割合に応じて拠出するものとする。

(表8) 州間の水平調整による交付金拠出額又は受取額

(単位:百万ユーロ)

州 名	2000	2001	2002	2003	2004	2005
拠出州						
ノルトライン=ヴェストファーレン(NW)	1141	278	1628	50	213	487
バイエルン (BY)	1884	2277	2047	1859	2315	2219
バーデン=ヴュルテンベルク(BW)	1957	2115	1663	2169	2170	2209
ヘッセン(HE)	2734	2629	1910	1876	1529	1593
ハンブルク (HH)	556	268	197	656	578	377
交付金受取り州						
ニーダーザクセン(N I)	568	952	487	392	446	359
ラインラント=プファルツ(RP)	392	229	419	259	190	292
シュレスヴィヒ=ホルシュタイン(S H)	185	60	112	16	102	145
ザールラント (SL)	167	146	139	107	116	112
ブレーメン(HB)	442	402	407	346	331	366
ベルリン(BE)	2812	2653	2677	2639	2703	2441
ザクセン(SN)	1182	1031	1047	936	930	1007
ザクセン=アンハルト(ST)	711	591	607	520	532	580
テューリンゲン (TH)	670	573	571	500	517	573
ブランデンブルク (BB)	644	498	541	502	534	581
メクレンブルク=フォアポンメルン(MV)	500	434	439	393	403	428
全州合計	8273	7568	7445	6610	6805	6885

【出典】Finanzbericht2007。網掛けの州は旧東ドイツ地域の州

なお、水平調整を実施することによる州税収の増加へのディスインセンティブへの対策の一つとして、新州間財政調整法により2005年度から限界的な拠出率・交付率を逓減的・逓増的にすることとされているが、このほか州民1人当たりの税収増加額が州全体の平均より多い部分については、その12%を州間財政調整の対象から外し、州が独自に利用できることとする仕組みも設けられている。しかしながら、ベルリン州政府の担当官によれば、平均以上の増収を実現できるかどうかは他州の動向に左右されてしまうこと、また金額の規模も多くないため、同制度はほとんど効果がない³、との評価であった。

³ ベルリン州の収入は約115億ユーロであるが、同制度によりベルリン州が受け取った額は約1,100万ユーロ(0.1%程度) に過ぎない。

(3)連邦補充交付金による垂直的調整

上記(1)の付加価値税の州間配分及び(2)の水平的財政調整を通じてもなお財政力の弱い州に対して、連邦政府から一般財政需要及び特別需要に対して交付金が交付されることとされている。

① 一般財政需要連邦交付金

州間の水平的財政調整後も財政力が調整額測定値の99.5%に満たない州がある場合、連邦からこれらの州に対して、99.5%に満たない部分の77.5%分が一般連邦補充交付金として交付される。したがって、全州は少なくとも99.5%×77.5%=77.1125%の水準までは収入を保障されることになる。なお、新財政調整法による改正以前は99.5%に満たない額の全てを連邦からの交付金で補充されていたが、州の税収増へのインセンティブを付与する一貫として上記の制度に改められた。なお、2005年度の一般財政需要連邦交付金の総額は約26億ユーロであり、連邦政府の支出に占める割合は1%程度にすぎないものである。

② 特別財政需要連邦補充交付金

特別財政需要連邦交付金としては、以下の3つが財政調整法に規定されている。

- i)旧東ドイツ地域の社会基盤整備のための特別需要に対する交付金
- ii)人口密度が低い地域(500万人以下の州)において行政運営経費が相対的に高くなることに対する交付金
- iii) 構造的失業のために生じる特別財政需要に対する交付金

なお、i)の交付金は使途が制限されているわけではないが、同交付金を受けた州は、社会資本整備の進捗状況や資金の使途を財政計画審議会に報告することが新財政調整法に規定されている。また、同法では 2019 年までの旧東ドイツ州への交付金額の総額と各州への配分割合が規定されている。

(表9) 2005年の各連邦政府補充交付金額

(単位:百万ユーロ)

												· • · · ·
	NI	SN	RP	ST	SH	TH	BB	MV	SL	BE	НВ	合計
①一般交付金	197	385	153	222	79	217	224	161	53	768	121	2, 580
②特別需要交付金(i)	0	2, 746	0	1, 657	0	1, 507	1, 509	1, 110	0	2, 003	0	10, 532
②特別需要交付金(ii)	0	26	46	53	53	56	55	61	63	43	60	516
②特別需要交付金(iii)	0	319	0	187	0	176	190	128	0	0	0	1, 000
合計	197	3, 476	199	2, 119	132	1, 956	1, 978	1, 460	116	2, 814	181	14, 628

【出典】ドイツ連邦財務省資料 略称については表7又は表8参照。網掛けの州は旧東ドイツ地域の州。

(4)税率格差の状況

州税の税率の設定については、基本法において、国民の生活水準をドイツの中である程度一定とすることなどを目的として、連邦が州税の税率を設定することとされている。このため、州レベルでの税率格差は原則的には存在しない。なお、担当官の話によれば、土地取得税については州が自ら税率を設定できるように最近制度改正されており、また、最近議論されている連邦制度改革において、州税の税率設定の自由度を高めて欲しいという州側の要望も出ているが、今のところは特にその仕組みを変更する予定はないとのことである。

他方、市町村税については、各市町村に税率を設定する権限が与えられており、税率格差が生じている。市町村税の大半は営業税及び不動産税(A・B)による収入が占めており、その税率の各州平均を比較すると以下の表 10 のとおりとなっている。

(表 10) 市町村税率の各州平均値(2004年)

州名	不動産税A	不動産税B	営業税
バーデン=ヴェルデンベルグ	328%	343%	361%
バイエルン	332%	345%	370%
ヘッセン	272%	320%	400%
ニーダーザクセン	335%	373%	371%
ノルドライン=ウェストファーレン	216%	430%	432%
ラインラント=プハルツ	282%	335%	370%
ザールラント	246%	333%	400%
シュレスヴィヒ=ホルスタイン	268%	313%	333%
ベルリン	150%	660%	410%
ブレーメン	247%	572%	437%
ハンブルグ	225%	520%	470%
ブランデンブルグ	240%	360%	315%
メクレンブルグ=フォアポンメルン	236%	345%	307%
ザクセン	293%	425%	410%
ザクセン=アンハルト	283%	370%	338%
チューリンゲン	232%	330%	338%

【出典】"Statistisches Jahrbuch 2006" (ドイツ連邦統計庁)

(注)「不動産税A」は農林業の用に供されている不動産に係る税であるが、その市町村税に占める割合はきわめて 小さい。一方、「不動産税B」はそれ以外の民間部門における土地と建物に係る税である。

3. 地方政府の財政規律

【ポイント】

- 〇 州政府・市町村ともに起債を投資的支出の範囲内に抑える「建設公債原則」が財政規律として設けられている。なお、州政府は起債について連邦政府に許可を求めることはない。他方、市町村の財政は州の監督下にあり、起債についても大半の州では許可制度が採用されている。
- 〇 現在、連邦政府が州政府の財政赤字をコントロールする法的手段はない。EUの安定成長協定を遵守することは連邦と州の共同責任であるとの認識から、連邦制度改革で過剰財政赤字基準に違反し続けた場合に課される制裁金の分担について規定されたところであり、現在更なる連邦・州政府間の財政関係の見直しが議論されている。

(1) 州財政の財政規律

連邦政府に対する財政規律としては、基本法第115条第1項⁴に起債の範囲を投資支 出範囲内に限定する「建設公債原則」が規定されているが、州の起債についても、多 くの州憲法が基本法第115条第1項と同様の趣旨の条文を有しており、連邦と同様に 原則的に投資支出の範囲内でしか起債を行うことができないこととされている。なお、 基本法に示されるように、連邦と州の財政は互いに独立していることから、州が起債 するに当たって連邦の許可等を得る必要はなく、独自に行うことができる。

実際のところ、起債額を投資的支出の範囲内に抑制することができていない州も多く、例えばベルリン州では1990年代後半から違反し続けており、2007年にようやく赤字公債を脱却できる見通し(投資額約16億ユーロに対して新規借入れ約8億ユーロ)であるとのことであった。その他の州も含めた近年の投資額と純信用調達額を比較すると以下の表11のとおりである。

(表11)各州における2006年度の投資的支出と債務調達の比較

州名	2005			2006			
	投資的	純信用	(B)/(A)	投資的	純信用	(B)/(A)	
	支出(A)	調達(B)	(D)/(A)	支出(A)	調達(B)	(D)/(A)	
バーデン=ヴュルテンベルク	2703	1686	62. 4%	2693	1935	71. 9%	
バイエルン	3929	1836	46. 7%	4514	0	0.0%	

⁴ 基本法第 115 条第 1 項は、連邦が行える起債の範囲を当該年度の予算に見積もられている投資支出範囲内に限定しており、例外として経済的均衡の攪乱防止を図る場合を挙げている。なお、投資支出の内容は「予算原則法」に定義されており、建設支出(但し、軍事施設は含まない)、動産及び不動産の取得、企業への資本参加、貸付、これらを目的とする交付金・補助金等としている。

ブランデンブルク	1754	-167	-9.5%	2049	826	40.3%
ヘッセン	1546	537	34. 7%	1883	1346	71.5%
メクレンブルク=フォアポンメルン	1288	209	16. 2%	1310	400	30.5%
ニーダーザクセン	1842	1691	91.8%	1559	1800	115. 5%
ノルトライン=ヴェストファーレン	6736	5884	87. 4%	4443	5726	128. 9%
ラインラント=プファルツ	1286	1030	80.1%	1215	886	72. 9%
ザールラント	345	620	179. 7%	365	807	221. 1%
ザクセン	3691	261	7. 1%	3741	250	6. 7%
ザクセン=アンハルト	2008	1054	52.5%	1704	783	46.0%
シュレスヴィヒ=ホルシュタイン	675	1545	228. 9%	737	1562	211. 9%
テューリンゲン	1614	991	61.4%	1727	975	56. 5%
ベルリン	2885	3589	124. 4%	1870	3124	167. 1%
ブレーメン	785	542	69.0%	533	1078	202. 3%
ハンブルク	1084	110	10.1%	1034	650	62. 9%
州合計	34166	21419	62. 7%	31371	22149	70.6%

【出典】Finanzbericht 2007 より作成

(2) 市町村の財政規律

市町村の起債に当たっては、各州の州法によるが、通常は、連邦や州と同様に資本 勘定内においてのみ起債が認められ、他の財源が無い又は他の手段では経済的に非効 率であるとされるときのみ可能となっている。また、大半の州が州又は郡による起債 許可制度を採用している。

(3)安定成長協定との関係

EUの安定成長協定において、過剰財政赤字の基準として一般政府財政赤字対GDP比▲3%及びグロスの債務残高対GDP比60%が定められているが、ドイツでは2002年以降2005年まで一般政府財政赤字が対GDP比▲3%を超過しており、EU財相理事会より警告を受ける状況にあった。このような状況にある一方で、連邦政府には州政府の財政赤字をコントロールする手段がなく、連邦政府がEUに提出している財政目標の達成の担保措置がない状況を打開し、連邦と州が共同で責任を負うべきという観点から、2006年に行われた連邦制度改革において、EU安定成長協定に違反し続けた場合に支払う制裁金については連邦及び州がともに支払うこととし、その割合

を連邦65%、州35%とすることが規定された⁵。現在、連邦制度改革の第2弾として、 衆院・参院両方に委員会が設立され、連邦政府と州政府の財政関係について広範囲な 見直しが議論されているところである。

また、EUの過剰財政赤字の基準のうちグロス債務残高の水準については、現在ドイツの一般政府の債務残高対GDP比は67.9%(2006年度見込み)であり、2006年12月にEU委員会に提出された安定化計画で示されている期間内(2010年まで)に60%以下に減らす見通しは立っていない。しかしながら、連邦財務省の担当官によれば、連邦制度改革によって連邦政府と州政府の責任の所在を明確にするとともに、州政府の債務をコントロールするツールを設けて公的債務を引き下げるようにしたいとのことである。また、ベルリン州政府の担当官によれば、債務残高対GDP比60%という基準は目標ではなく最低限の基準であり、長期的にはさらに引き下げる必要があることを各州の財務大臣が度々言及しているとのことであり、連邦政府・州政府ともに債務残高対GDP比を引き下げる必要性が強く認識されている。

<参考文献>

- 財務省財務総合政策研究所『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況』.
- 財務省財務総合政策研究所『地方財政システムの国際比較』.
- 人見達哉、鈴木清英(2003)『ドイツの地方自治』財団法人自治体国際化協会。
- ・ ドイツ連邦財務省 "Finanzbericht 2007"
- ・ ドイツ連邦財務省 "Daten zur horizontalen Umsatzsteuerverteilung, zum Länderfinanzausgleich und zu den Bundeserganzungszuweisungen von 1995 bis 2006"
- ・ ドイツ連邦財務省 "Die Neuordung des bundesstaatlichen Finanzausgleichs"

⁵ ただし、2006 年以降急激に財政収支が改善されており、さらに 2010 年までには財政収支均衡を達成することが目標となっていることから、当該規定が適用される状況は少なくとも今後数年間は想定されない。